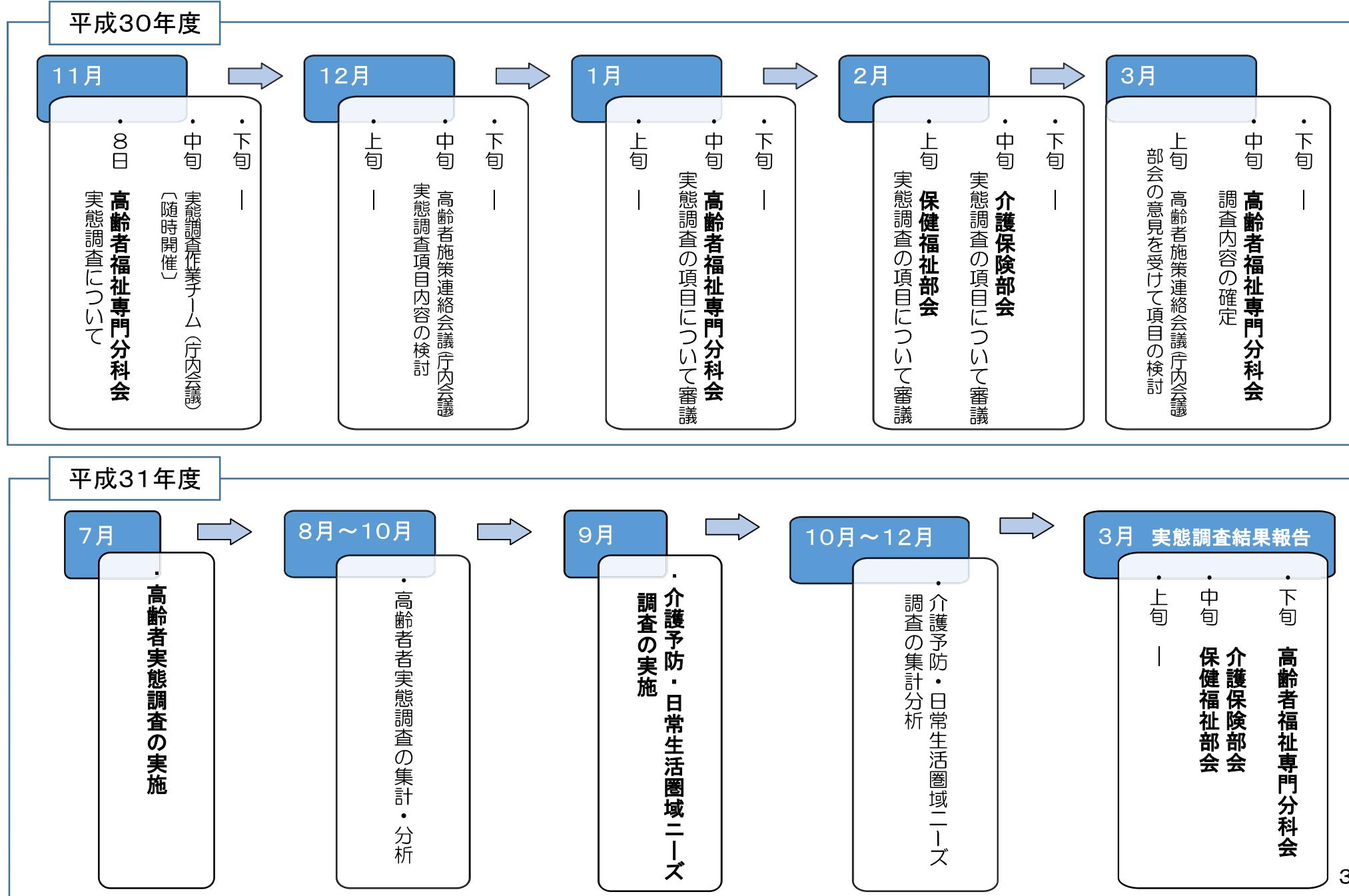


高齢者実態調査等について

大阪市における高齢者実態調査

調査名	調査対象者	目的	客体数
本人調査 (ひとり暮らし調査)	市内に居住する65歳以上高齢者 (無作為抽出)	世帯の状況、日常生活の状況、就労・生きがいの状況、地域活動・社会参加の状況、将来の介護に対する考え方、地域生活の状況、高齢者向けサービスの利用状況と利用意向などの把握し、今後の高齢者施策及び介護保険制度の運営に資する基礎資料を得る。	約18,000件
介護サービス利用者調査	要支援1～要介護5 平成31年1月～3月でサービスを利用した方 (無作為抽出)	介護保険サービスの利用状況と利用意向、介護の状況などを把握し、今後の高齢者施策及び介護保険制度の運営に資する基礎資料を得る。	約5,200件
介護サービス未利用者調査	要支援1～要介護5 平成31年1月～3月でサービスを利用していない方 (無作為抽出)	介護保険サービスの利用状況と利用意向、介護の状況などを把握し、今後の高齢者施策及び介護保険制度の運営に資する基礎資料を得る。	約5,600件
施設調査	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 生活支援ハウス 認知症高齢者グループホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 (悉皆調査)	入所者の状況や施設の運営状況、サービスの質の向上にあたっての取組み状況などの把握し、今後の高齢者施策及び介護保険制度の運営に資する基礎資料を得る。	平成31年4月1日時点の施設数
介護支援専門員調査	大阪市内の居宅介護支援事業所に勤務するすべての介護支援専門員 (悉皆調査)	居宅サービス計画並びに介護予防ケアプラン作成時の取組み状況や問題点、ケアプランの評価、他機関との連携状況などを把握し、今後の高齢者施策及び介護保険制度の運営に資する基礎資料を得る。	平成31年4月1日時点の介護支援専門員

大阪市高齢者実態調査実施スケジュール



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

介護保険法（抄）

第117条第2項 市町村介護保険事業計画

市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

第5項 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者的心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

第二一一一 2-(三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者的心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査（以下「各種調査等」という。）の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

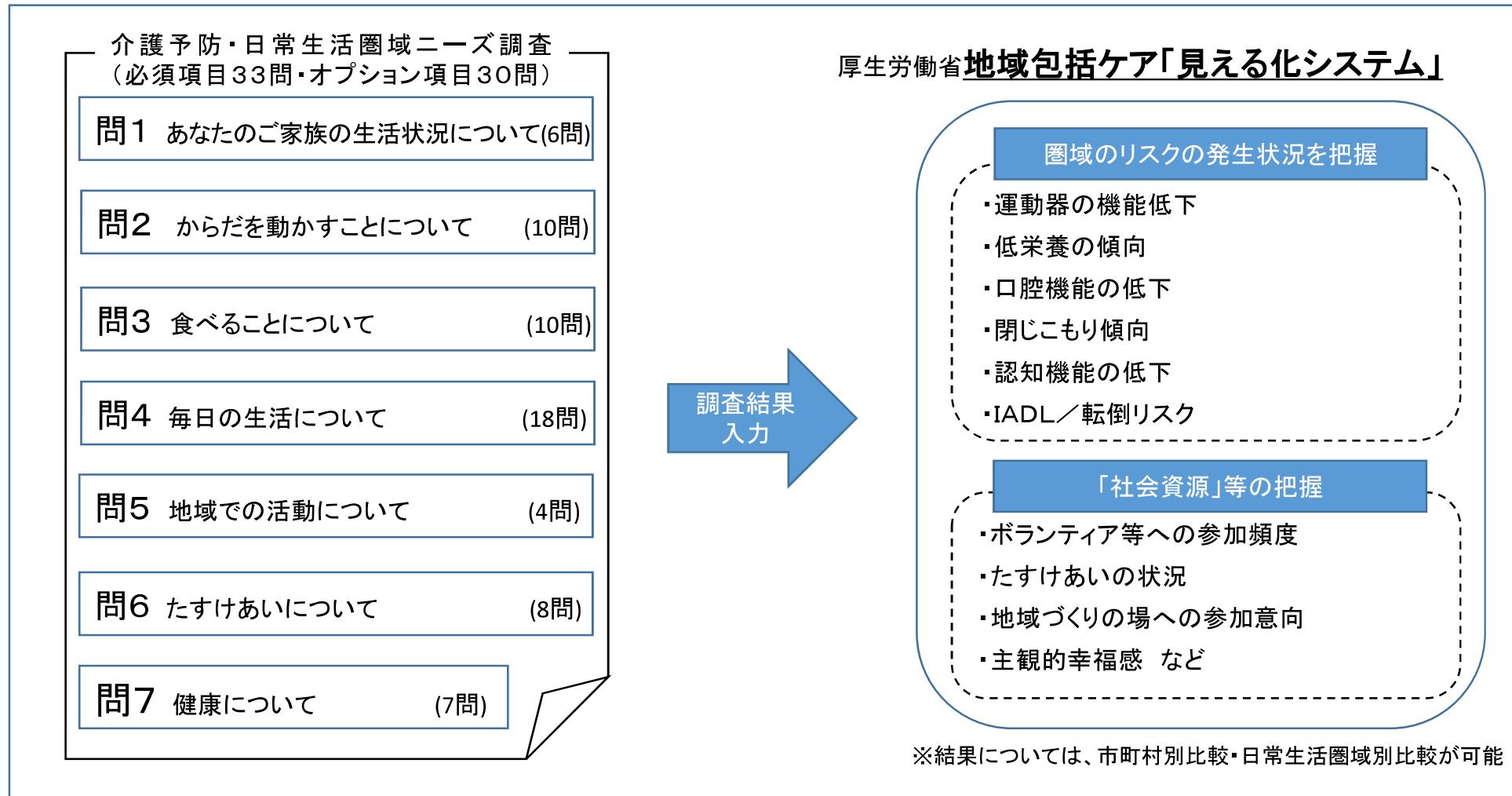
（以下省略）

第二一一一 6 日常生活圏域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

（以下省略）

調査名	対象者	目的	客体数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5以外の 65歳以上高齢者 (層化無作為抽出)	要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、 地域の抱える課題を把握し、今後の施策の基礎資料とする。	約47,500件



各調査の比較

